

令和4年9月30日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、別添のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

【通し番号】01

【改正箇所】第5章 【監理事業の概要】

改正	現行
<p>○ 具体的には、監理団体は、労働条件等の明示のほか、<u>求人等に関する情報の的確な表示</u>、取扱職種の種類等の届出、取扱職種の種類等の明示、職業紹介事業者の責務等に関して適切に対応する必要があります（第5章第4節参照）。</p>	<p>○ 具体的には、監理団体は、労働条件等の明示のほか、取扱職種の種類等の届出、取扱職種の種類等の明示、職業紹介事業者の責務等に関して適切に対応する必要があります（第5章第4節参照）。</p>

【通し番号】02

【改正箇所】第5章 第2節 第2 監理団体の業務の実施に関するもの (13) 監理団体の業務の運営に係る規程の掲示に関するもの

改正	現行
<p>○ 監理団体の業務の運営に係る規程には、技能実習関係法令に反する事項が含まれていないことはもとより、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、<u>求人等に関する情報の的確な表示</u>、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務省・厚生労働省告示第2号。以下「指針」という。)に規定された事項が遵守されることが分かる内容であることが必要です。</p>	<p>○ 監理団体の業務の運営に係る規程には、技能実習関係法令に反する事項が含まれていないことはもとより、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務省・厚生労働省告示第2号。以下「指針」という。)に規定された事項が遵守されることが分かる内容であることが必要です。</p>

【通し番号】03

【改正箇所】第5章 第2節 第4 個人情報の保護に関するもの

改正	現行
<p>② 個人情報管理の措置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること・ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置が講じられていること・ 個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者による個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること・ 監理事業の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること	<p>② 個人情報管理の措置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること・ 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置が講じられていること・ 個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者による個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること・ 監理事業の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること

【通し番号】04

【改正箇所】第5章 第2節 第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの（4）適正な事業運営の確保に関するもの

改正	現行
<p>(注) 読替え後の職業安定法第5条の3(労働条件の明示)、第5条の6(求人申し込み)、第5条の7(求職申し込み)、第5条の8(紹介の原則)、第32条の12(取扱職種範囲等)及び第34条において準用する第20条(労働争議に対する不介入)が該当。</p>	<p>(注) 読替え後の職業安定法第5条の3(労働条件の明示)、第5条の5(求人申し込み)、第5条の6(求職申し込み)、第5条の7(紹介の原則)、第32条の12(取扱職種範囲等)及び第34条において準用する第20条(労働争議に対する不介入)が該当。</p>

【通し番号】05

【改正箇所】第5章 第4節 職業安定法の特例及び同法の適用により監理団体等が講ずべき措置
(技能実習法第27条)

改正	現行
<p>【関係規定】 (職業安定法の特例等) 法第27条</p> <p>2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法<u>第四条第十項</u>に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、<u>第五条の四第一項及び第三項、第五条の六から第五条の八まで</u>、第三十二条の十二及び第三十二条の十三(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、<u>第五条の四第一項及び第三項、第五条の六第一項第三号</u>、第三十二条の十三(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)並びに第三十三条の六の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の六、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策</p>	<p>【関係規定】 (職業安定法の特例等) 法第27条</p> <p>2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法<u>第四条第九項</u>に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、<u>第五条の五から第五条の七まで</u>、第三十二条の十二及び第三十二条の十三(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、<u>第五条の五第一項第三号</u>、第三十二条の十三(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)並びに第三十三条の六の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の六、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実</p>

の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

3・4（略）

（求人等に関する情報の的確な表示）

第三十二条の二 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める情報は、次のとおりとする。

一 自ら又は団体監理型実習実施者等に関する情報

二 法に基づく業務の実績に関する情報

3 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

二 当該情報が正確でない、又は最新でない

等に関する法律第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

3・4（略）

（新設）

いことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

三 次に掲げるいずれかの措置

イ 団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対し、定期的に求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報が最新かどうかを確認すること。

ロ 求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報の時点を明らかにすること。

(求人の申込みを受理しない場合)

規則第33条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号)第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為(労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。)をした場合であって、法第二十七条第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の六第二項の規定による報告の求め(以下この項において「報告の求め」という。)により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ (略)

二～四 (略)

2 監理団体が、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項ただし書の規定により技能実習職業紹介に関する求人の申込みを受理し

(求人の申込みを受理しない場合)

規則第33条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の五第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号)第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為(労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。)をした場合であって、法第二十七条第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の五第二項の規定による報告の求め(以下この項において「報告の求め」という。)により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ (略)

二～四 (略)

2 監理団体が、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の五第一項ただし書の規定により技能実習職業紹介に関する求人の申込みを受理し

<p>ないときは、団体監理型実習実施者等に対し、その理由を説明しなければならない。</p> <p>○ 監理団体及び団体監理型実習実施者等は、技能実習法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法の規定に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働条件等の明示(職業安定法第5条の3) ・ <u>求人等に関する情報の的確な表示(職業安定法第5条の4)</u> ・ 取扱職種の範囲等の届出(職業安定法第32条の12) ・ 取扱職種の範囲等の明示(職業安定法第32条の13) ・ 職業紹介事業者の責務(職業安定法第33条の5) <p>等に関して適切に対応する必要があります。</p> <p>○ 監理団体が行う技能実習職業紹介事業については、技能実習法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第48条の規定に基づき、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、<u>求人等に関する情報の的確な表示</u>、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務省・厚生労働省告示第2号)に具体的な留意点を定めています。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 求人受理に当たっての手続</p> <p>法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法<u>第5条の6第1項ただし書</u>は、監理団体が同条同項各号に該当する求人の申込みを受理しないことができる旨を定めており、受理した場合であっても法に違</p>	<p>ないときは、団体監理型実習実施者等に対し、その理由を説明しなければならない。</p> <p>○ 監理団体及び団体監理型実習実施者等は、技能実習法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法の規定に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働条件等の明示(職業安定法第5条の3) ・ 取扱職種の範囲等の届出(職業安定法第32条の12) ・ 取扱職種の範囲等の明示(職業安定法第32条の13) ・ 職業紹介事業者の責務(職業安定法第33条の5) <p>等に関して適切に対応する必要があります。</p> <p>○ 監理団体が行う技能実習職業紹介事業については、技能実習法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第48条の規定に基づき、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務省・厚生労働省告示第2号)に具体的な留意点を定めています。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 求人受理に当たっての手続</p> <p>法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法<u>第5条の5第1項ただし書</u>は、監理団体が同条同項各号に該当する求人の申込みを受理しないことができる旨を定めており、受理した場合であっても法に違</p>
---	--

反することとはなりません。ただし、当該規定は、不適切な求人により技能実習生の実習継続に悪影響が及ぶことを防ぐこと等を目的としており、監理団体は、その趣旨を踏まえ、以下に記載するところにより、所要の対応を行うことが求められます。

・ 原則として、実習実施者等に対し、求人の申込みが職業安定法第5条の6第1項各号のいずれかに該当するか否かを自己申告させるべきこと(指針第4の1(1))。

(職業安定法第5条の6第1項各号のうち、同項第3号及び第5号については、求人の申込みが各号に該当するか否かについて求人内容から判断することができないが、各実施者が不受理事由に該当するか否かに関する情報の公表は行われなため、監理団体は、求人の受理に当たり、同法第5条の6第2項の規定に基づき、実習実施者等が各不受理事由に該当するか否かの自己申告を求めること。なお、実習実施者等が正当な理由なく自己申告に応じない場合には、同法第5条の6第3項違反となり、監理団体は、同条第1項第6号により、当該求人者からの求人の申込みを受理しないことができること。)

・ 求人の申込みが同法第5条の6第1項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。(指針第4の1(2))

(制度の趣旨を踏まえ、実習実施者等からの自己申告を通じて、求人の申込みが求人不受理事由に該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。)

反することとはなりません。ただし、当該規定は、不適切な求人により技能実習生の実習継続に悪影響が及ぶことを防ぐこと等を目的としており、監理団体は、その趣旨を踏まえ、以下に記載するところにより、所要の対応を行うことが求められます。

・ 原則として、実習実施者等に対し、求人の申込みが職業安定法第5条の5第1項各号のいずれかに該当するか否かを自己申告させるべきこと(指針第3の1(1))。

(職業安定法第5条の5第1項各号のうち、同項第3号及び第5号については、求人の申込みが各号に該当するか否かについて求人内容から判断することができないが、各実施者が不受理事由に該当するか否かに関する情報の公表は行われなため、監理団体は、求人の受理に当たり、同法第5条の5第2項の規定に基づき、実習実施者等が各不受理事由に該当するか否かの自己申告を求めること。なお、実習実施者等が正当な理由なく自己申告に応じない場合には、同法第5条の5第3項違反となり、監理団体は、同条第1項第6号により、当該求人者からの求人の申込みを受理しないことができること。)

・ 求人の申込みが同法第5条の5第1項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。(指針第3の1(2))

(制度の趣旨を踏まえ、実習実施者等からの自己申告を通じて、求人の申込みが求人不受理事由に該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。)

【通し番号】06

【改正箇所】第8章 第6節 養成講習において配付する資料(テキスト)

改正		現行	
資料の項目	配付する部分等	資料の項目	配付する部分等
①～⑫ (略)	(略)	①～⑫ (略)	(略)
⑬ 職業安定法	第1条～第4条、第5条の2～第5条の3、 <u>第5条の4第1項、第3項、第5条の6～第5条の8、</u> 第30条第1項、第32条の3第1項、第32条の12～第32条の13、第33条第1項、第4項、第33条の6～第34条、第48条	⑬ 職業安定法	第1条～第4条、第5条の2～第5条の3、 <u>第5条の5～第5条の7、</u> 第30条第1項、第32条の3第1項、第32条の12～第32条の13、第33条第1項、第4項、第33条の6～第34条、第48条
⑭～⑯ (略)	(略)	⑭～⑯ (略)	(略)